

「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則」について

令和5年12月28日
内閣府地方創生推進室

1. 題名

物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則

2. 制定の趣旨

第212回国会において、物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和5年法律第81号。以下「法」という。）が成立し、公布・施行されました。

同法において、物価高騰の影響を受ける家計への支援を目的とする臨時の措置として、国の交付金等を財源として都道府県、市町村又は特別区から給付金が支給されるもので、支給を受けることとなった者が自ら使用することができるようにする必要があるものとして内閣府令・総務省令・財務省令で定める給付金についても、差押え禁止等の対象とすることとされています。

今般、定額減税及び低所得者支援等に係る新たな給付金が支給されるに当たって、当該給付金の具体的な事項を規定することで差押え禁止等の対象として定めるものです。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

4. 意見公募を行わなかった理由

本府令は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第1号に該当するため、意見の募集を行いませんでした。

5. 施行期日等

公布日：令和5年12月28日

施行日：公布の日

【参照条文】

○行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第39条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二～八 （略）

【問合せ先】

内閣府地方創生推進室

担当：田口、内田

TEL：03-5510-2477